

福祉ライブラリ

権利擁護と法

[第2版]

菅原好秀 著

建帛社
KENPAKUSHA

は し が き

介護保険法は、利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービスや福祉サービスを総合的に受けることができる「利用者本位」のサービスを提供することを目的としています（第1条）。この利用者本位を実現するためには、利用者の権利が護られる必要があります。

「権利擁護」について、2020（令和2）年6月に改定された日本ソーシャルワーカー連盟の「ソーシャルワーカーの倫理綱領」では、「ソーシャルワーカーは、クライアントの権利を擁護し、その権利の行使を促進する」と規定されています。その前文には、「われわれソーシャルワーカーは、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、社会正義、人権、集団的責任、多様性尊重および全人的存在の原理に則り、人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現をめざす専門職であり、多様な人々や組織と協働することを言明する」と述べられています。

そもそも権利擁護における「権利」とは、生まれながらに有しており、物事を自分の意思によって、自由に行ったり、他人に要求したりすることのできる資格・能力です。また、「擁護」とは権利を行使するにあたって侵害されることを防ぐことであると考えられます。

特に、重度の障害のある利用者であっても、能力がないと扱われずに、できるだけ本人の意思をくみ取り、支援することが権利擁護の本質と考えています。

本書『権利擁護と法』では、権利擁護に関する法律と制度に一貫して流れる本質を理解することによって、社会福祉分野において、声を上げることができない、または、福祉の救済手段さえわからない人の権利を擁護するために、その人に寄り添い、その人の意思決定を支援しつつ、条文、判例などを利用して、自らが選択した法的判断の妥当性を第三者に対して論理的に説明できることを目的としています。また、国家試験の過去問題から社会福祉士・精神保健福祉士に求められる適性を理解し、将来、ソーシャルワーカーとして、利用者

の権利擁護に関わる実務において、利用者の幸せづくりに貢献できる人材の育成に寄与できるよう、必要な知識と情報を整理しています。

一方で、公益財団法人「介護労働安定センター」の令和6年度「介護労働実態調査結果」によると、介護労働に従事する労働者のうち、1年間で利用者からハラスメントを受けたと答えたのは24.2%であると報告されています。内容は「暴言（直接的な言葉の暴力）」が22.3%と最も多く、「介護保険以外のサービスを求められた」14.7%、「暴力」9.6%、「セクハラ（性的嫌がらせ）」8.3%となっています。厚生労働省は全ての介護事業者に対し、カスタマーハラスメント（カスハラ）の対策を運営基準で義務付けるとしています。そのため、第2版では「ハラスメント対策」を追加し、その他の法制度の改正点、データも最新の数値に修正しました。

最後に、本書を発行するにあたってご尽力をいただいた、株式会社建帛社の加藤義之氏に厚く御礼を申し上げます。

2026年3月

菅原好秀

目 次

第1章 権利擁護と判例

第1節 権利擁護と法	1
1 社会福祉士・精神保健福祉士における権利擁護の必要性	1
2 判例研究の意義	2
3 判決の効果	3
第2節 宗教的理由による輸血拒否訴訟 エホバの証人事件	4
1 事実の概要	4
2 第2審	5
3 考 察	7
第3節 JR東海認知症徘徊死亡事故訴訟	10
1 事実の概要	10
2 最高裁判所判決	12
3 考 察	13
第4節 婚外子（非嫡出子）の法定相続分についての訴訟	18
1 事実の概要	18
2 最高裁判所決定要旨	19
3 考 察	20
第5節 介護におけるカスタマーハラスメントの裁判事例	25
1 老人ホームにおけるカスタマーハラスメントの裁判事例	25
2 カスタマーハラスメントを理由にサービス提供拒否が認められた事案	28
3 カスタマーハラスメントによる契約解除が無効とされた事案	30

第2章 法と社会、憲法

第1節 法とは何か	34
1 法と日本国憲法	34

2	人と社会生活	35
3	法と道徳	36
4	法 源	37
第2節 法の適用と解釈		38
1	法の適用	38
2	法の解釈	39
3	判例研究の意義	40
第3節 憲 法		41
1	日本国憲法の基本原理	41
2	基本的人権	44
3	自由権	47
4	社会権	53
5	その他の基本権	60
6	権力の分立	61
7	国会（立法権・立法院）の概要	63
8	内閣（行政権・行政府）の概要	64
9	裁判所（司法権・司法）の概要	65
10	地方自治	66
第3章 民法および個人を守る法制度		
第1節 民法総則		69
1	民法の基本原則	69
2	法律行為	70
3	法律行為の瑕疵	73
4	代 理	75
5	時 効	77
第2節 民法における物権		78
1	物権の概要	78
2	物権変動と対抗力	79
3	各種の物権	80
第3節 民法における債権		84
1	債権の概要	84

2	契約の概要	84
3	契約の履行	86
4	債務不履行・危険負担・瑕疵担保責任	86
5	各種の典型契約	89
第4節 民法における不法行為		93
1	不法行為制度の意義	93
2	一般不法行為	94
3	使用者責任	97
4	工作物責任	99
第5節 民法における親族・相続		99
1	親族	99
2	相続	107
第6節 消費者保護		110
1	クーリング・オフ	110
2	消費者契約法	112
3	事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効	114
第7節 児童虐待の防止等に関する法律		115
1	法律の目的	115
2	法律の定義	116
3	児童虐待の対応	116
4	被虐待児の法的救済方法	120
第8節 高齢者の虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律		123
1	法律の目的	123
2	法律の定義	123
3	高齢者虐待の類型	124
4	養護者による高齢者虐待の防止，養護者に対する支援	124
5	養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等	126
第9節 障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律		127
1	法律の目的	127

2	法律の定義	127
3	障害者虐待の類型	128
4	障害者虐待への対応	128
5	障害者虐待の対応	129

第10節 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等 に関する法律 130

1	法律の目的と責務	130
2	法律の定義	131
3	被害者の保護	131
4	被害者等の保護命令	132
5	罰 則	133

第4章 行 政 法

第1節 行政法総論 134

1	行政とは何か	134
2	法律による行政（行政民主主義・行政法律主義）	134
3	行政上の組織	135

第2節 行政作用（行政活動） 137

1	行政行為（行政処分・処分）の概要	137
2	裁量行為	141
3	行政手続法	143
4	個人情報保護法	145
5	行政法上の強制手段	149
6	行政立法	151
7	行政契約	153
8	行政計画	153

第3節 行政庁の行為に対する救済 154

1	行政救済三法	154
2	行政不服審査法	154
3	行政事件訴訟法	157
4	国家賠償法	162

第5章 成年後見制度

第1節 法定後見制度 166

- 1 法定後見制度の概要…………… 166
- 2 後見の概要…………… 168
- 3 保佐の概要…………… 170
- 4 補助の概要…………… 174
- 5 後見・保佐・補助（成年後見人等）の共通事項…………… 176

第2節 任意後見制度 181

- 1 任意後見制度の概要…………… 181
- 2 任意後見契約の意義…………… 183
- 3 任意後見契約の類型…………… 183
- 4 任意後見監督人の職務等…………… 185
- 5 任意後見契約の登記…………… 185
- 6 任意後見契約の解除・任意後見人の解任…………… 185
- 7 任意後見監督人による代理権監督制度…………… 186
- 8 法定後見制度との関係…………… 187

第3節 日常生活自立支援事業 188

- 1 日常生活自立支援事業の概要…………… 188
- 2 日常生活自立支援事業の援助内容…………… 188
- 3 日常生活自立支援事業の事業内容…………… 190
- 4 日常生活自立支援事業における援助のプロセス…………… 190
- 5 日常生活自立支援事業と成年後見制度の相違点…………… 191

第4節 成年後見制度の利用の促進に関する法律 192

- 1 成年後見制度の利用の促進に関する法律の概要…………… 192
- 2 法律の基本理念…………… 193
- 3 成年後見制度の利用の促進に関する施策…………… 193
- 4 成年後見制度利用促進基本計画…………… 195
- 5 成年後見制度利用促進会議…………… 196

第5節 成年後見制度利用支援事業 196

- 1 成年後見制度利用支援事業の概要…………… 196
- 2 成年後見制度利用支援事業の事業内容…………… 196

第6章 権利擁護と意思決定支援

第1節	意思決定支援と基本的人権	199
1	意思決定支援と制度背景	199
2	意思決定支援と基本的人権	199
3	意思決定支援の意義	201
第2節	意思決定支援ガイドラインの比較	202
1	障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	202
2	認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	203
3	人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	205
4	身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン	207
5	意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	209
6	各ガイドラインの主な共通点・相違点等	211

第7章 権利擁護に関わる組織、団体

第1節	家庭裁判所	213
1	家庭裁判所の概要	213
2	家事事件	213
3	人事訴訟事件	214
4	少年事件	214
第2節	法務局	216
1	法務局の概要	216
2	法務局の主な役割	216
第3節	市町村	220
1	市町村の概要	220
2	市町村の役割	220
第4節	社会福祉協議会	221
1	社会福祉協議会の概要	221
2	社会福祉協議会の事業・活動	222

第5節 中核機関 223

- 1 中核機関の概要…………… 223
- 2 中核機関の組織…………… 225
- 3 中核機関の役割…………… 225
- 4 中核機関設置に向けた各段階での家庭裁判所との連携について…………… 227

第6節 児童相談所 227

- 1 児童相談所の概要…………… 227
- 2 児童福祉法等の改正…………… 228

第8章 労働法**第1節 労働法の基本構造** 231

- 1 労働法の意義…………… 231
- 2 労働契約…………… 231
- 3 試用期間…………… 232
- 4 労働組合…………… 236
- 5 労働委員会…………… 236
- 6 労働協約…………… 237
- 7 就業規則…………… 237
- 8 採用内定…………… 238
- 9 各種保険・年金制度…………… 243

第2節 労働契約終了に関する法 244

- 1 懲戒処分…………… 244
- 2 整理解雇…………… 246
- 3 契約社員と解雇…………… 247
- 4 私用メールと処分…………… 250
- 5 退職と退職勧奨…………… 251

第3節 女性の保護、障害者の就労支援 252

- 1 女性の保護…………… 252
- 2 障害者の就労支援…………… 253

第4節 労働契約と法 254

- 1 賃金…………… 254

2	労働時間と休憩・休日	256
3	安全衛生と労働災害補償	258
4	非典型的な労働関係	260
5	就労支援	261

第5節 幸福感と介護職の離職との関係性—介護事故裁判を例として— 262

1	はじめに	262
2	幸福感と自己決定	263
3	情報の共有とリスクマネジメント	266
4	感情とリスクマネジメント	268
5	おわりに	270

第9章 国家試験過去問題研究

第1節	成年後見制度	273
第2節	任意後見制度	286
第3節	日常生活自立支援事業	289
第4節	虐 待	292
第5節	行 政 法	296
第6節	親族法・相続法	301
第7節	消費者契約法	304
第8節	不法行為責任	306
第9節	憲 法	310

第

1

章

権利擁護と判例

第1節 権利擁護と法

1 社会福祉士・精神保健福祉士における権利擁護の必要性

社会福祉士・精神保健福祉士養成課程の養成カリキュラムに「権利擁護を支える法制度」が2021（令和3）年から導入された。従来のカリキュラムは「権利擁護と成年後見制度」であり、その前は「法学」であった。「権利擁護を支える法制度」の厚生労働省が示す「科目のねらい」の中に、「権利擁護活動を実践する過程で直面しうる問題を、法的観点から理解する」と規定されている。認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力が低下した者の権利が侵害される現状に対して、弁護士などのように法律の高度専門技術的な知識までは求めないとしても、最低限、「法的観点から理解する」ことが求められている。

それは、福祉サービス関係者等との連絡および調整、連携体制を構築するために、法律は、どの福祉サービス分野でも共通の項目であり、法の理解は必要不可欠であるからである。権利擁護を支える「法制度」を正しく理解し、権利擁護に必要な法制度の背景を分析することによって、さまざまな意見や利害の対立を調整し、公平な判断で納得できる解決を導き出すことが可能となる。法は道徳と異なり強制力があることから、法を適正に運用することにより、判断能力が不十分な者の権利を擁護することができる。社会福祉士・精神保健福祉士が権利擁護の担い手としての活躍が期待されているため、権利擁護を支える「法制度」を養成カリキュラムに導入したと思われる。

権利擁護に関する法規定において、「権利擁護」または「権利の擁護」を直接規定する条文は、「被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」（介護

保険法第115条の45第2項第2号)、「障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと」(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第2条第1項第3号,同第2項第4号等)などに規定されている。各条文の「権利擁護」の内容については条文上、必ずしも明らかにされていない。社会福祉分野における福祉サービスは、利用者と施設職員を含む施設環境という性質によって極めて個性が強くなり、そこで扱われる権利擁護に関する問題も極めて多種多様であるからだと思われる。

一方で、ソーシャルワーク過程は一つの社会的実態であり、実態があるのだから、その性質を解明し、有効な援助方法・技術を整理する必要性を説いた上で、科学的手順によってその実態を観察し、質的データを収集し、それを科学的思考法によって分析・整理する必要がある¹⁾。

そのため、科学的思考法の一つとして、裁判例を分析することにより、権利擁護の法制度の意義について考察することとする。

2 判例研究の意義

裁判所では、裁判官が当該事案の事実認定をするにあたって、通常は1年以上、弁護士や検察官との弁論過程や証人尋問の過程を通じて、裁判官が精査し、裁判官の良心と経験と過去の判例(先例)と社会通念に従って、当該事案に対して心証形成し、複数の裁判官の合議制によって判決を下す。日本国憲法が改正され、または社会情勢が大きく変化する場合は別として、一度判決が下されると、今後の同種類型の事案に対しては、当該事案に関する訴訟関係者および社会全体を拘束する。最高裁判所の違憲判決により、法制度そのものが削除されるか変更される場合もある。

つまり、判例研究の意義は、一度、事案の解決がなされると、後の同種類型の事案に関しての裁判を事実上拘束し、国民の行動様式をも左右することになる点から、判例そのものを一般規範として位置付けることができよう。ただし、将来の類似の事件については、判決理論を適用できるか否かを検討する際には、「その事件の特殊性にも十分に注意を払う必要」があろう²⁾。

具体的な法典には常に有限の法文しか含まれない中、その適用結果は無限に

広がりをもっている。民法第709条の「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」という条文は特定の事件の解決について定めたものではなく、すべての「権利侵害した」事件に適用され、その都度の判決を正当化できるものであると考えられている。この正当化できる根拠として法的三段論法がある。法的三段論法は「一般的抽象的な法規範を大前提とし、裁判官によって認定された具体的事実を小前提として、後者を前者の構成要件に包摂することによって結論を導く」ものと定位している³⁾。

3 判決の効果

裁判官の判決は、法的三段論法において、法文を基礎とした演繹によって帰結を導いているが、その際に帰納的推論も場合によってなされている。そして、裁判官は法の正義、人間の尊厳を踏まえて、同種・類型の過去の裁判例を比較検討する作用（類比）を遂行するのである。その際に例えば、誤嚥^{ごえん}の危険性のある施設利用者に「こんにゃく」の食材の提供をして利用者が誤嚥により死亡した場合に、「こんにゃく」は危険な食材の提供に当たるとした判例が先例として存すれば、「はんぺん」の食材の提供も「同値化」して危険な食材の提供として位置付けることができる。

判例研究では具体的な事例を重視して、それを事案の特殊性の中で捉えようとし、また人々自身の表現や行為を立脚点として、それを人々が生きている人生の文脈と結び付けて理解しようとする分野である。つまり、人間の心と社会に関わるさまざまな学問分野において判例研究方法を用いることで、変動する社会に対応する上で必要な柔軟性を保ちながら、その中で起こる現象を研究することができるといえる。また、判例研究は数量化志向の研究から判断しにくいこと、既存の理論が当てはまりそうにない領域には探りを入れて、そこに応じた新しい理論を創る。「もし現実から新しい側面が発見されれば、それを優先して理論を更新する」⁴⁾。

原告・被告の象徴的相互作用論の流れの中で利用者個人々の主観的な意味づけを探り、主観的な視点に着目することができる。また、原告・被告の相互行

為の形成と進行過程に焦点をあてることにより、社会的フィールドや行為の背後にある隠れた意味に着目することができる。

以上のように、裁判官は、法的三段論法を適用し、異なったさまざまな視点を考慮に入れて分析することで、多様なアプローチが可能となり、事象をゆるやかに捉えるだけで複雑な関連を全体的に捉えている。そのため、判例研究によってその権利擁護の実態を観察し、質的データを収集し、それを科学的思考法によって分析・整理することができるものとする。

第2節 宗教的理由による輸血拒否訴訟 エホバの証人事件

1 事実の概要

2000（平成12）年に最高裁判所第三小法廷で判決（以下、最高裁判所小法廷判決は「最判」、大法廷判決は「最大判」と略し、最高裁判所民事判例集を「民集」、刑事判例集を「刑集」と略して記す）が下された「エホバの証人事件」（最判平成12年2月29日（民集54巻2号582頁））について概説する。

Aは、30歳代半ばより30年近くにわたる「エホバの証人」の信者であり、その信仰上の理由に基づき、たとえ救命のため輸血が不可避の事態となっても輸血を拒否する（絶対的無輸血）旨の固い意思を有していた。

Aは、T病院で悪性の肝臓血管腫の診断を受け、絶対的無輸血による手術を希望したが、輸血なしの手術はできないと断られた。その後Aは、国Y（被告）の開設するB病院が「エホバの証人」の信者に対し無輸血手術を行っていると聞き、B病院で受診した。その際、Aおよび家族が絶対的無輸血の意思をC医師に伝えたところ、同人から本人意思を尊重する旨の応答があり、B病院に入院することにした。もっとも、B病院では「エホバの証人」の信者に対して、診療拒否は行わない、患者の輸血拒否の意思をできるだけ尊重する、他に救命手段がない場合には本人・家族の諾否と関わりなく輸血する（相対的無輸血）旨を治療方針としていたが、その方針はAらには伝えられなかった。

手術前の説明会の際Aらは、手術は絶対無輸血によること、これによって損傷が生じても医療者の責任は問わないことなどを内容とする証書を提示した。入院後の双方のやり取りでは、主治医の1人であるDから「[そのような証書は] もらってもしょうがない」旨の発言もなされていたが、Cはこれを受領した。そして、医師団は、結局Aらに対して輸血に関する説明をしないままAの腫瘍摘出手術に踏み切り、その手術中、Aの出血が予想以上に多量に及び、輸血しない限り死に至ると判断して輸血した。しかし、この事実は、手術後のCによる説明でもAらには秘匿されたままであった。

Aは、ほどなくその事実を知り、YおよびCらを相手に、1,200万円の損害賠償を求めて提訴した。なお、Aは、控訴審継続中に死亡し、その相続人であるXらが訴訟を承継した。

2 第 2 審（東京高等裁判所判決平成10年2月9日（民集51巻1号1頁））

（1）債務不履行の成否について

絶対的無輸血の合意の効力について付言すれば、患者と医師の「当事者双方が熟慮した上で右合意が成立している場合には、これを公序良俗に反して無効とする必要はない」のである。

「人が信念に基づいて生命を賭しても守るべき価値を認め、その信念に従って行動すること」は、「他者の権利や公共の利益ないし秩序を侵害しない限り、違法となるものではなく、他の者がこの行動を是認してこれに関与することも、同様の限定条件の下で、違法となるものではない」のである。

Aら署名の証書は「絶対的無輸血の意思を明確にしているとは解されないおそれがある」が、口頭での意思表示はなされたといえる。しかし、Cらの言動からすれば、これを承諾したものとはいえず、「手術に当たりできる限り輸血しないこととする限度でのみ合意成立の効果を認めるべき」である。

（2）不法行為責任の成否について

救急の場合を除き、手術には「患者の同意が必要であり、医師がその同意を得るについては、患者がその判断をする上で必要な情報を開示して患者に説明すべき」である。この同意は、「各個人が有する自己の人生のあり方（ライフ